

## シンガポール商標法について

2017年2月1日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 0. はじめに



「地域別インデックス (シンガポール)」  
(外務省HP) より引用

シンガポールは、国土約 719 平方キロメートル (東京都 23 区程度の広さ)、人口約 561 万人 (兵庫県ほどの人口) の国で、主に中華系 (74%)、マレー系 (13%)、インド系 (9%) の民族からなる多民族国家であるが、人種問題や外交政策等をめぐってマレー系中心のマレーシアから独立した経緯を持つ。政治形態は義務投票制の民主主義であるが、建国以来人民行動党の一党優位であり、準独裁といわれている。しかし、公職における汚職についての少なさは世界トップクラスとなっている。

近年の経済動向は、2008 年～2009 年にはリーマンショックに端を発する世界金融危機の影響を受け経済が冷え込んだものの 2010 年には急速に V 字回復を遂げており、ここ数年は緩やかな成長を続けている。2015 年現在の GDP は 2,939 億ドルであり愛知県程度の経済規模ではあるものの、1 人あたりの GDP は 53,225 ドルと日本を上回っている。

海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要であり、とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

シンガポールの商標制度は、旧宗主国のイギリスの商標制度の流れを組み、使用主義またはモンローの考え方を残している。最新のシンガポールにおける商標に関する法規定の施行日は、2007 年 7 月 2 日である。また、シンガポールは 2000 年にはマドリッド協定議定書にも加盟している。

## 1. 登録できる商標について

### (1) 商標とは

図形表示する能力があり、かつ、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、その他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスとを区別する能力のある標識をいい、「標識」とは、文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、形状、色、包装の外観又はこれらの組合せを含む（商標法第2条）。

※日本でも採用された新しいタイプの商標の一部（色彩、音、動き、ホログラム）が認められている。

..... (全6ページ).....

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK**

大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)

東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)

TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)

TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

**【弊所のウェブサイト・facebook】**

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。